

## 熱中症対策推進検討会 開催要綱

令和 4 年 11 月 10 日  
環境省大臣官房環境保健部長決定

## 1 開催目的

近年、熱中症による救急搬送人員、死亡者数は高い水準で推移しており、国民生活に深刻な影響を及ぼしている。平成 30 年から令和 2 年までの 3 年間に統計開始以降最も多くの救急搬送人員が発生しており、死亡者数(5 年移動平均)も 1,000 人を超える状況が続いている。今後の気候変動の影響を考慮すると、状況はますます悪化していくと懸念されることから、社会全体で熱中症予防対策に取り組むことが必要である。

令和 4 年 4 月 13 日に開催された熱中症対策推進会議で改定された熱中症対策行動計画では、「熱中症による死亡者数ゼロに向けて、2030 年までの間、令和 3 年に引き続き死亡者数が年 1,000 人を超えないようにすることを目指し、顕著な減少傾向に転じさせる」こと及び「顕著な高温が発生した際に、死亡者数を可能な限り減らす」ことを中期的な目標として掲げている。また、重点対象分野として、「地方公共団体による熱中症対策の取組強化」及び「顕著な高温の発生に備えた対応」を追加している。

熱中症対策の制度化についての議論が進められていることを踏まえ、今後の熱中症対策の在り方を検討するため、有識者による「熱中症対策推進検討会」(以下「検討会」という。)を開催するものである。

## 2 検討内容

- (1) 熱中症対策の制度化に向け必要な事項
- (2) その他今後の熱中症対策の在り方

## 3 組織

- (1) 検討会は、検討事項に関連する有識者の中から環境省大臣官房環境保健部長が委嘱する委員をもって構成する。
- (2) 検討会には座長を置く。座長は委員の互選により定め、検討会の議事運営に当たる。
- (3) 座長は、検討会に、委員の代理者の出席を認めることができる。
- (4) 座長は、検討会に、必要に応じて委員以外の専門家等を出席させることができる。
- (5) 座長は、検討会に、必要に応じてオブザーバーの出席を認めることができ

る。

#### 4 事務局

事務局は、環境保健部環境安全課が務める。当該事務の一部を委託先等において処理させることができる。

#### 5 公開等

検討会は原則として公開とするが、個人情報保護、知的所有権保護等の観点から座長が必要と判断する際には、資料を含む会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

検討会の資料及び議事要旨については、非公開とされたものを除き検討会終了後、ホームページ等により公表する。

#### 6 その他

その他検討会の開催に当たり必要な事項は、事務局が座長と相談の上で定める。